

鳥取縣公報

昭和十八年三月十六日

火曜日

第千四百十六號

告示

鳥取縣製茶價格查定委員會規程左ノ通定ム

昭和十八年三月十六日

◆鳥取縣告示第一百二十六號

鳥取縣製茶價格查定委員會規程左ノ通定ム

鳥取縣知事

土

肥

米

之

第一條 鳥取縣製茶價格查定委員會（以下委員會ト稱ス）ハ知事ノ監督ニ屬シ縣内ニ於テ生産又ハ販賣スル製茶ノ價格及規格ノ

查定ヲナスト共ニ公定價格ノ嚴守勵行ニ付業者ヲ指導督勵スルヲ以テ目的トス

第二條 委員會ハ鳥取縣茶業組合聯合會内ニ之ヲ置ク

第三條 委員會ハ委員長一名委員若干名ヲ以テ組織ス

第四條 委員長及委員ハ生産者、配給業者、消費者其ノ他學識經

- 告示
- 鳥取縣製茶價格查定委員會規程制定
- 蘭絲調查員囑託解囑及擔當調查區變更
- 國民健康保險組合設立認可
- 被保險者證中無效
- 鳥取聯隊區徵兵署開設日割及場所
- 稱報
- 皇國民の鍊成
- 慰問袋を前線へ
- 其の他

一頁

第五條 委員長ハ會務ヲ總理ス
委員長事故アルトキハ委員長ノ指名セル委員之ヲ代理ス
第六條 委員會ハ其ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ
一 製茶價格査定事業實施

二 製茶價格査定事業
三 前各號ニ關聯スル事業

一 製茶價格査定事業實施

第七條 委員會ハ前條ノ事業ヲ施行スル爲必要ナル職員ヲ置キ委員長之ヲ任免ス

第八條 委員長ハ知事ノ承認ヲ受ケ本規程ニ定メラレタル範圍内
ニ於テ事業施行規程ヲ定ムルコトヲ得

第九條 委員會ノ經費ハ農林省補助金及査定手數料ヲ以テ之ニ充ツ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◆鳥取縣告示第百二十七號

齒絲調查員左ノ通屬託、解囑及擔當調查區ノ變更アリタリ

昭和十八年三月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第百二十八號

左ノ通國民健康保險組合ノ設立ヲ認可セリ

昭和十八年三月十六日

齒絲調查員 氏名	新擔當調查區 番號 郡市 町村名	舊擔當調查區 番號 郡市 町村名	變更年 月 日
門脇 恵 五	米子市 第三區	齋美取締所	二三 西伯郡 昭和八年三月四日
	米子支所		名和村役

一 組合ノ名稱	鳥取縣知事 土 肥 米 之
二 事業所ノ所在地	鳥取市西町二百九十九番地

◆鳥取縣告示第百二十九號

三組古ノ地區 鳥 取 市
四 認定ノ年月日 昭和十八年二月二十七日

◆鳥取縣告示第百二十九號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年三月十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第百三十號

鳥取縣女子師範學校本科卒業生左記ノ者ニ對シ昭和十八年三月十日頭書ノ免許狀ヲ授與セリ

昭和十八年三月十六日

種 別	鳥取縣知事 土 肥 米 之
國民學校訓導	鳥取縣知事 土 肥 米 之

被保險者證 記 號	被保險者 番 號	被保險者 姓 名	工場事業場又ハ事 務所所在地並名稱	無效トナリタ ル年 月 日
米 よ る	四 八 八	井 田 重 行	米子鋸工株式會社	一 七 、 一 、 一 七
米 ひ	四 六 〇	永 島 松 次 郎	日ノ丸自動車株式 會社	一 八 、 二 、 一 五
鳥 に つ	一 二 五	野 口 茂 雄	日本通運株式會社	一 八 、 二 、 三
米 に つ	二 七 〇	松 原 利 夫	鳥取支店	一 七 、 九 、 一 〇
氣 さ さ	二 三	高 原 長 平	山陰砂鑿實木製鍊 工場	一 八 、 一 、 一 〇
岩 い は	一 〇 八	岩 谷 亦 市	鳥取縣瓦工業組合	一 八 、 二 、 二 六
鳥 あ わ	五 八 二	野 村 義 雄	旭製紙株式會社	一 八 、 二 、 二 二
ま い	六 一	池 内 は る こ	丸由百貨店	一 八 、 二 、 一 五

查負氏 名	解屬齒絲 調	擔當調查範圍 番號 都市町村名	執務場所 名和村稚 育所	年月日 昭和十 月四日
松 本 寛 雄	大 谷 哲 藏	二 三 西 伯 郡 名 和 村	上 道 村 上道村役	同
柴 本 惣 一	五 米 子 市	三 三	西 伯 郡 名 和 村	同
	第三 區			

谷 幹 雄	大 谷 哲 藏	二 三 西 伯 郡 名 和 村	上 道 村 上道村役	同
門 脇 恵 五	米 子 市 第 三 區	米 子 支 所	二 三 西 伯 郡 名 和 村	昭 和 八 年 三 月 四 日
	米 子 支 所			

00780

00781

伊佐田 育江
石賀幸子
伊藤矢理子
五百川 美雪
梅林香織
岡垣松子
梶田恵美子
門脇壽榮子
河藤益子
河口美代子
河村和榮
北浦美枝
笠川秋子
佐々木和子
狩野園榮
上り子
佐谷泰子
住田喜美子

西尾花枝
西本カツエ
林原千江子
藤本照枝
前田清子
前川喜代子
松尾百合子
松本節枝
宮本道子
山田喜久野
山根八重子
吉田山本
米田本
足立尤子
生田潤生
幾野元惠
米原綾子
米田澄子
米田民子
野田春子
野田綾子
足立綾子
野田智惠子

徵兵告示第一號

◆徵兵告示第二號

昭和十八年徵兵署並ニ整理徵兵署開設日割及場所左ノ通定ム
昭和十八年三月十六日

鳥取縣東伯地方事務所長

地方事務官 長尾峯好

地方事務官 棚 友太郎

地方事務官 山本傳藏

地方事務官 森 中豊治

地方事務官 壇 谷 久治

地方事務官 上 岩政聲

鳥取縣岩美地方事務所長

地方事務官 上 岩政聲

地方事務官 森 中豊治

地方事務官 壇 谷 久治

地方事務官 上 岩政聲

地方事務官 森 中豊治

地方事務官 壇 谷 久治

地方事務官 上 岩政聲

地方事務官 森 中豊治

地方事務官 壇 谷 久治

地方事務官 上 岩政聲

地方事務官 森 中豊治

地方事務官 壇 谷 久治

地方事務官 上 岩政聲

地方事務官 森 中豊治

伊佐田 育江
石賀幸子
伊藤矢理子
五百川 美雪
梅林香織
岡垣松子
梶田恵美子
門脇壽榮子
河藤益子
河口美代子
河村和榮
北浦美枝
笠川秋子
佐々木和子
狩野園榮
上り子
佐谷泰子
住田喜美子

妹澤豊枝
高橋かね子
田中初枝
鐵井綾子
鳥飼幸子
西垣治子
西村靜枝
野田美佐子
長谷部成枝
松田隆子
矢嶋迪子
山岡美惠子
近藤美代子
山田きみ江
米田美枝

二登載

昭和十八年三月十六日

鳥取縣八頭地方事務所長

地方事務官 上 岩政聲

兵役法施行規則第一百五條第一項第二號ノ規定ニ依ル鳥取縣區徵兵署開設日割及場所等ノ公示ヘ鳥取縣ニ於テ發行スル鳥取縣公報

鳥取縣公報

第千四百六十六號 昭和十八年三月十六日

(第三種郵便物認可)

五

一 徵兵検査場所並ニ日割

徵兵署	検査月日	検査ヲ受クベキ町村
	四月二十二日	淺津村、橋津村、舍人村、社村
	四月二十三日	三德村、竹田村、花見村、 松崎組合村
	四月二十四日	西郷村、小鹿村、難手村、古布庄村
	四月二十五日	南谷村、八橋町、赤崎町、上郷村
	四月二十六日	大誠村、中北條村、下郷村
	四月二十七日	榮村、下北條村、以西村
成徳國民學校	四月二十八日	泊村、高城村
東伯郡倉吉町	四月二十九日	長瀬村、宇野村、下中山村、由良町
	五月一日	北谷村、安田村、成美村
	五月二日	矢送村、旭村、山守村

00782

五 月 三 日	日下村、上中山村、浦安町、上北條村
五 月 四 日	三朝村、小鴨村、上小鴨村
五 月 五 日	倉吉町(舊上灘區ヲ除ク本年適齡者)
五 月 六 日	倉吉町(舊上灘區ノ本年適齡、前年 假決者、入寄審者、今第七條志願者)

二 整理徵兵署日割並ニ場所

八月三十日午前九時 鳥取市

鳥取縣會議事堂

日 割 場 所

鳥取市

日 割 場 所

備 考

身体検査ノ爲ノ集合ハ午前七時三十分、検査開始ハ午前八時トス但シエツキス線検査ハ各前日午後一時ヨリ之ヲ施行ス

町村兵事係ハ集合時限直前ニ壯丁ノ人員點檢ヲ行ヒ本

人出頭ノ有無ヲ確メ其ノ結果ヲ徵兵署東伯地方事務所

係官ニ報告スルモノトス

三 合第七條志願者ノ身体検査ハ現住地町村ノ壯丁ト共ニ

之ヲ施行ス

◇徵兵告示第三號

昭和十八年徵兵署並ニ整理徵兵署開設日割及場所左ノ通定ム

昭和十八年三月十六日

鳥取縣氣高地方事務所長

地方事務官 壇谷久治

一 徵兵検査場所並ニ日割

徵兵署	検査月日	検査ヲ受クベキ町村
	五月十一日	寶木村、酒津村、瑞穂村、鹿野町
	五月十二日	勝谷村、正條村、逢坂村、小鶯河村
	五月十三日	日置谷村、日置村、中郷村、勝部村

二 整理徵兵署日割並ニ場所

日 割	場 所
八月三十日午前九時	鳥取市 鳥取縣會議事堂

備 考

一 身体検査ノ爲ノ集合ハ午前八時、検査開始ハ午前八時三十分トス但シエツキス線検査ハ各前日午後一時ヨリ之ヲ施行ス

二 町村兵事係ハ集合時限直前ニ壯丁ノ人員點檢ヲ行ヒ本

人出頭ノ有無ヲ確メ其ノ結果ヲ徵兵署氣高地方事務所

係官ニ報告スルモノトス

三 令第七條志願者ノ身体検査ハ現住地町村ノ壯丁ト共ニ

之ヲ施行ス

◇徵兵告示第四號

昭和十八年徵兵署並ニ整理徵兵署開設日割及場所左ノ通定ム

昭和十八年三月十六日

寶木國民學校	氣高郡寶木村	五月十一日	五月十二日	五月十三日
		寶木村、酒津村、瑞穂村、鹿野町	勝谷村、正條村、逢坂村、小鶯河村	日置谷村、日置村、中郷村、勝部村
		五月十一日	五月十二日	五月十三日
		五月十二日	五月十三日	五月十四日
		五月十三日	五月十四日	五月十五日

地方事務官 長尾峯好

鳥取縣日野地方事務所長。

一 徵兵検査場所並二日割

人出頭ノ有無ヲ確メ其ノ結果ヲ徵兵署日野地方事務所
係官ニ報告スルモノトス

三 令第七條志願者ノ身体検査ハ現住地町村ノ壯丁ト共ニ

之ヲ施行ス

00784

日野郡黒坂町	五月十七日	福榮村、多里村、石見村、日野上村
黒坂國民學校	五月十八日	米澤村、江尾村、神奈川村、日野村 根雨町
	五月十九日	日光村、八郷村、溝口町
	五月十六日	阿尾蘇村、大宮村、山上村、二部村 黒坂町

日野郡黒坂町	五月十七日	福榮村、多里村、石見村、日野上村
黒坂國民學校	五月十八日	米澤村、江尾村、神奈川村、日野村 根雨町
	五月十九日	日光村、八郷村、溝口町
	五月十六日	阿尾蘇村、大宮村、山上村、二部村 黒坂町

二 整理徵兵署日割並二場所

日 割 場 所

八月三十日午後一時	鳥 取 市	鳥 取 縣 會 議 事 堂
-----------	-------	---------------

備 考

一 身体検査ノ爲ノ集合ハ午前七時三十分、検査開始ハ午

前八時トス但シエッキス線検査は各前日午後一時ヨリ

之ヲ施行ス

二 町村兵事係ハ集合時限直前ニ壯丁ノ人員點検行ヒ本

義方國民學校

五月二十一日	彦名村、崎津村、渡村
五月二十二日	境町、上道村、和田村
五月二十三日	外江村、餘子村、大篠津村
五月二十四日	中濱村、富益村、夜見村

一 徵兵検査場所並二日割

地 方 事 務 官 山 本 傳 蔽

鳥取縣西伯地方事務所長

昭和十八年徵兵署並整理徵兵署開設日割及場所左ノ通定ム

昭和十八年三月十六日

◆徵兵告示第五號

日 割 場 所

日野郡黒坂町	五月十七日	福榮村、多里村、石見村、日野上村
黒坂國民學校	五月十八日	米澤村、江尾村、神奈川村、日野村 根雨町
	五月十九日	日光村、八郷村、溝口町
	五月十六日	阿尾蘇村、大宮村、山上村、二部村 黒坂町

二 整理徵兵署日割並二場所

日 割 場 所

八月三十日午後一時	鳥 取 市	鳥 取 縣 會 議 事 堂
-----------	-------	---------------

備 考

一 町村兵事係は集合時限直前ニ壯丁ノ人員點検行ヒ本

人出頭ノ有無ヲ確メ其ノ結果ヲ徵兵署西伯地方事務所
係官ニ報告スルモノトス

◆徵兵告示第六號

昭和十八年徵兵署並整理徵兵署開設日割及場所左ノ通定ム

昭和十八年三月十六日

鳥取縣岩美地方事務所長

二 整理徵兵署日割並二場所

日 割 場 所

八月三十日午後一時	鳥 取 市	鳥 取 縣 會 議 事 堂
	八月三十日午後一時	鳥 取 縣 會 議 事 堂

備 考

一 身体検査ノ爲ノ集合ハ午前七時三十分、検査開始ハ午

前八時トス但シエッキス線検査ハ各前日午後一時ヨリ
之ヲ施行ス

岩美郡岩井町	六月十三日	倉田村、面影村、米里村、津ノ井村
岩井國民學校	六月十四日	成器村
	六月十五日	宇倍野村、大茅村、蒲生村 田後村
	六月十六日	浦富町、網代村、大岩村、福部村

00786

二 整理徵兵署日割並ニ場所

日 割

八月三十一日午前十時

鳥 取 市

鳥 取 縣 會 議 事 堂

備 考

一 身體検査ノ爲ノ集合ハ午前七時三十分、検査開始ハ午

前八時トス但シエッキス線検査ハ各前日午後一時ヨリ

之ヲ施行ス

二 町村兵事係ハ集合時限直前ニ壯丁ノ人員點檢ヲ行ヒ本

人出頭ノ有無ヲ確メ徵兵署若美地方事務所係官ニ報告

スルモノトス

三 令第七條志願者ノ身體検査ハ現住地町村ノ壯丁ト共ニ

之ヲ施行ス

◆徵兵告示第七號

昭和十八年徵兵署並ニ整理徵兵署開設日割及場所左ノ通定ム

昭和十八年三月十六日

鳥 取 縣 八頭地方事務所長

一 徵兵検査場所並ニ日割

六月十九日

地方事務官 森 中 豊 治

二 検査月日 検査ヲ受クベキ町村

賀茂村、安部村、西郷村、上村

三

六月十九日

賀茂村、安部村、西郷村、上村

六月二十日	國中村、中私都村、上私都村、佐治村
六月二十一日	船岡村、大伊村、丹比村
六月二十四日	智頭町（那岐區）社村、河原町、
六月二十五日	若櫻町、大御門村、下私都村
六月二十六日	山鄉村、散岐村、用ヶ瀬町、大村

賀茂國民學校

八月二十三日

智頭町（那岐區ヲ除ク）

六月二十二日

國英村、八東村、池田村

六月二十一日

船岡村、大伊村、丹比村

00787

皇國民の鍛成

新らしい日本教育の本質

生きた教育は鍛成に待つ

近來我が國に於て、獨り教育界ばかりでなくあらゆる方面に「鍛成」といふ言葉が盛んに使用せられてゐるが、この「鍛成」といふ言葉は最もよく日本教育の本質をいひ表はしてゐるのである。

つて、新らしく制定せられた國民學校令の第一條にも、「國民學校ハ皇國ノ道に則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍛成ヲ爲スヲ以テ目的トス」

と規定せられて居り、新らしい國民教育の本質を表はす言葉として採用せられてゐるのである。

文部省に於てこの「鍛成」とか「國民鍛成」といふことをいふやうになつたのは既に十年前、即ち昭和八、九年の交學生の思想調査等について教育改善の方途が研究討議せられた頃からのである。その後教學刷新評議會が設置せられ、さらに近く教育審議

我が國の教育は「教育ニ關スル勅語」に昭かにされてゐる通り尊嚴なる我が國体に淵源し、皇運を扶翼し奉るべき有爲なる國民を鍛磨育成するを以て本旨としてゐるのであって、その根源には強い日本世界觀の把握といふことが要請せられてゐるのである。即ちそれはどこまでも日本としての自覺をもつことが必要なのである。

しかもこの日本人としての自覺を深く掘り下げて考へて見るならば、その根柢には「物心一如」「身心一体」などといふ凡そ歐米人の分析的・抽象的考へ方からは到底理解することの出来ぬ深いものがある。これは日本人の自然觀の中に明らかに認められるところであつて、その日常生活の各場面に於て常に具体的に現れてゐるのである。「鍊成」といふ方法が最もよく日本教育の本質を表はしてゐるといふのは、實にこの日本人の平常の生活態度から、最も深く反省せられた自覺の根柢にまで貫して存するところの、「物心一如」「身心一体」の考へ方に立脚してゐるからである。

即ち物心は一如であり、身心は一体であるから、心得たことは必ず身に行ひ、身に行ふことは必ず心得て、知識技能が眞に身につき、知識と實行とが一つになつて、學問と生活とが相應するのであり、無限の向上發展が期待せられるのである。それが即ち「鍊成」なのである。

古來の日本の教育を考へて見ると、單なる學問とか單なる知識といふものは空理空論として排斥せられ「論語讀みの論語知らず」として非常に卑しめられてゐたのであつて、例へば、往時の種々の職業の内弟子或は徒弟といはれたものに對する教育にしても、また武道などの修業にしても單なる技、藝能だけでは「まらぬ小

じかもこの日本人としての自覺を深く掘り下げて考へて見るならば、その根柢には「物心一如」「身心一体」などといふ凡そ歐米人の分析的・抽象的考へ方からは到底理解することの出来ぬ深いものがある。これは日本人の自然觀の中に明らかに認められるところであつて、その日常生活の各場面に於て常に具体的に現れてゐるのである。「鍊成」といふ方法が最もよく日本教育の本質を表はしてゐるといふのは、實にこの日本人の平常の生活態度から、最も深く反省せられた自覺の根柢にまで貫して存するところの、「物心一如」「身心一体」の考へ方に立脚してゐるからである。

手先の技として却けられ、それらがすべて道の体得として教育せられてゐたのである。我々はこゝに日本教育の無限の味ひを感じるのであつて、實によく「身心一体」の上に立つ「學行一体」といふ精神が物語られてゐるのである。

然るに明治以來歐米の學問が輸入せられて、いつの間にかこの深い味ひを持つた日本教育の眞諦が忘れられ、身につかない空理空論を弄ぶ風が横行し、徒らに歐米を模倣する傾向が勢を得て、まことに歎はしい情勢に立ち至つたのであつて、この弊を救ひ、學ぶ所すべて人格の力となるやうな日本教育の眞の姿に立ち歸らせようとして叫び出されたのがこの「鍊成」なのである。

それは傳統的な日本教育のあるべき姿を再現し、日本人の學問研究を眞に生きた研究たらしめようとする方法であつて、從つて知識技能が眞に身につき、學問が生きた學問となり、教育が生活に即して行はれる爲には、即ち眞に「鍊成」が行はれる爲には、その指導者たり教導者たるべき人は自らその知識技能を身に体得し學問を生かしてゐる人でなければならぬ。それには決して從來あつた如く學校や、書物で學んだ知識を教壇の上から述べるといふのではなく、どこまでも生徒と一緒に手を取り足を運んで指導しなければならないのである。かくして初めて生徒をして眞に身についた知識技能を習得せしめることが出來、即ち自らも

またかく、よることによつて益々知識技能を鍊磨すると共に、指導者としての力量識見をいよいよ深め高めることが出来るのであつて、このやうにして教師と生徒とが一体となつて身心を鍛錬し、徳性を研磨してやることが即ち「鍊成」であり、そして日本教育の傳統的な教育方法なのである。

かう考へて見ると、從來往々にして考へられた單に知識の傳達を以て能事終れりとする如き教育觀は正しい意味の日本教育ではないのであつて、學行一体の教育即ち「鍊成」こそが本當の教育であることがわかる。

從つて「國民鍊成」とは決して特殊な「運動」や「行」をする

ことではなく、眞に國民をして國民たらしめるところにあるのである。即ち初めにいつたやうに、皇國の道に則りて日本世界觀を體得し、強固な實行力を以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉るべき、眞に有爲なる國民を鍊磨育成するにある。かくすることによつて國力の根基が培養せられ、眞の國力の充實が期待せられるのである。

いふまでもなく今や我が國は世界動亂のさ中に立ち、東亞の安定を確保し、大東亞の指導國家として東亞に於ける米英の舊秩序を打破して、八紘爲宇の大御心を世界に光被せしめ、以て道義世界を建設すべき重大使命を擔つてゐるのであるが、この歴史的大

慰問袋を前戦へ！ 將兵の心を心こして

第一線にあつて一身を鴻毛の輕きに比し、只管御國のために日夜戰闘を續けてゐる將兵を慰問することは我々銃後の國民の務めである。

而して前線將兵が最も待ち望んでゐるのは銃後からの誠意溢れる激励慰安の言葉であり慰問品である。

之がために縣では十七年度に一家庭から必ず一箇以上の慰問袋を作成するやう要望し、其の結果は豫期以上の好成績を收めることができた。依つて十八年度に於ても次の要項に依つて慰問袋を發送することとなつたので、縣民各位は前線將兵の心を心として

一袋でも多くの慰問袋を作成せられるやう切望する次第である。

一、慰問品收容袋の購入に付て

イ、慰問品收容袋は軍部の指示に依つて鳥取市元魚町一丁目鳥取縣織維製品配給統制株式會社で配給することになつてゐるので、市町村では購入希望者を取纏めて直接同會社へ申込むこと

ロ、申込書には配給上必要があるから所要員數並に使用月日等を記入すること

ハ、配給の關係上要求に應じ難い場合があるので成るべく早く申込まれたい。若し萬一配給が出来ない場合は地元に於て作成し、供出期日に支障を生ぜしめないやう適當な處置を講ずること

ニ、本袋は軍部で統制發送する慰問袋用であるから他に流用しないこと

ホ、袋の代金は未定であるが、大体一箇が三十錢見當の豫定である

二、内容品其の他に付て

イ、内容品は物資の統制強化に伴つて之が作成が困難な折であるから、從來の如き食料品と云ふやうな觀念を是正して精神、慰間に重點を置き、次のやうな品物の中から之を選ん

で作成し、一箇當りの價格を二圓見當とすること

手拭、齒磨粉、齒刷子、石鹼、ハンケチ、塵紙、便箋、封筒、私製葉書、繪葉書、寫眞、文房具、藥品類

(仁丹、テリアカ、寶丹、メンタム、外傷藥、ガ

イゼ、繩帶、脱脂綿等)長期間變質シナイ菓子類

煙草、勝栗、煎豆、カキ餅、氷砂糖、罐詰、干芋

干柿、酒類、諸飲料、茶、コーヒー、紅茶、干魚

類、碁將棋、卓球具、運動用具、娛樂具、お守、千人針、剃刀、理髮具、扇子、團扇、耳搔、妻楊子、マスク、手袋、靴下、褲、腹巻、チヨツキ、

花、野菜等ノ種子、蠅取粉、蛋取粉、蚊取線香、

針、糸、靴底、刷子、履物類

ロ、内容品中には慰問文を必ず封入し且つ慰問袋に住所氏名を記入すること

尙ほ慰問袋の作成月並に各郡市に於ける慰問袋の最低當割數は次の通りである。

市 郡 別	作 成 月	割 當 數
鳥 取 市	六 月、七 月	八、六〇〇
米 子 市	十 月、十一 月	八、一〇〇

00791

八、美 郡	四 月	四、四九〇
八、頭 郡	四 月、五 月、六 月	八、五四〇
氣 高 郡	七 月、八 月	六、〇五〇
東 伯 郡	九 月、十 二 月	一六、一一〇
西 伯 郡	一 月、二 月、三 月	一二、四六〇
日 野 郡	三 月	五、一五〇
計		七〇、〇〇〇

◎ 行 旅 死 亡 人

北海道濱益郡濱益村長ニ於テ左記行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當ノ向ハ直接同村長宛照會相成度

一、本籍、住所、氏名、職業不詳

二、年齢、性別

五十歳位男

腐爛ニ依リ不詳ナルモ身長五尺四寸内外、上顎義齒一本(金歯)コットン製薄茶色冬シャツモノト推定

死亡ノ種別 昭和十七年九月四日濱益村大字群別村字幌濱

中海岸ニ漂着二ヶ月以上六ヶ月以内ニ死亡ノ

死亡ノ年月日

昭和十七年十二月六日前八時頃發見(死体

検案書ニハ墜落後脳貧血ノ後凍死トアリ)

発見場所及警察ヨリ引渡フ受ケタル年月日

北松浦郡江迎町警防園第二分園事務所裏溝中 昭和十七年十一月六日午後一時

假埋葬年月日及場所 昭和十七年十二月六日午後五時半江

迎町赤穂木行旅病死亡者墓附近ニ假埋葬ス

死亡ノ年月日

昭和十七年十二月六日前八時頃發見(死体

検案書ニハ墜落後脳貧血ノ後凍死トアリ)

発見場所及警察ヨリ引渡フ受ケタル年月日

北松浦郡江迎町警防園第二分園事務所裏溝中 昭和十七年十一月六日午後一時

假埋葬年月日及場所 昭和十七年十二月六日午後五時半江

迎町赤穂木行旅病死亡者墓附近ニ假埋葬ス